



平成18年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社リヒトラブ
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 経 久
(コード番号 7975 大証・名証第2部)
問合せ先責任者 取締役経理部長 大内 高明
(TEL. 06 - 6946 - 2525)

(訂正)定款の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成18年4月14日に開示しました「定款の一部変更に関するお知らせ」の変更案を一部修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

(下線部分は変更部分)

前 回 変 更 案	変 更 案
(単元未満株式の買増請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。 2 (条文省略)	(単元未満株式の買増請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。 2 (同左)
(招集地) 第14条 当社の株主総会は、大阪市内で開催する。	(招集地) 第14条 当社の株主総会は、大阪市で開催する。
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。))は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。))は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (同左)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</p> <p>3 当会社は、会社法第459条第1項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第37条 (同左)</p> <p>2 当会社は、毎年2月末日または8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</p> <p>3 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(条文変更の上、変更案第37条第2項へ移設)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当金(中間配当金を含む。)が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 (同左)</p>

以上